

函館開発建設部管内 道路照明施設整備等 P F I 事業の実施に関する方針等の訂正表（令和 8 年 7 月 2 8 日）

令和 8 年 7 月 7 日に公表した「函館開発建設部管内 道路照明施設整備等 P F I 事業 実施方針（令和 8 年 7 月）」「函館開発建設部管内 道路照明施設整備等 P F I 事業 要求水準書（案）（令和 8 年 7 月）」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目	行数	訂正前	訂正後
1	実施方針	14	第 2	5	(3)	設計企業の参加資格要件	9`13	なお、第一次審査資料の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査資料を提出することができるが、この場合、第一次審査資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、 <u>第二次審査資料の受付日</u> までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。	なお、第一次審査資料の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査資料を提出することができるが、この場合、第一次審査資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、 <u>第一次審査結果の通知日</u> までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
2	実施方針	19	第 2	5	(4)	施設更新企業の参加資格要件	30`35	d「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付け国総建第 155 号）、 <u>「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」（平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 358 号）</u> において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。	d「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付け国総建第 155 号）、 <u>「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和 5 年 3 月 13 日付け国不建第 601 号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和 6 年 3 月 26 日付け国不建技第 291 号）、「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 357 号）</u> において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できないことがある。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除することがある。
3	実施方針	20	第 2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	18	②平成 28 年度以降公告日までに完了した以下に示す業務において、 <u>1 件以上（設計共同体の場合は、構成員のいずれかの企業が有していればよい。）の実績</u> を有すること。	②平成 28 年度以降公告日までに完了した以下に示す業務において、 <u>1 件以上の実績</u> を有すること。
4	実施方針	28	第 3	2	(3)	業務の履行の検査等	30	なお、函館開発建設部は、 <u>年度末に</u> 既済部分検査を実施することとし、既済部分検査の結果、新設 L E D 道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に改善・復旧を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知を発行し、 <u>施設更新業務に係る</u> 対価（出来高払い分）を支払う。	なお、函館開発建設部は、既済部分検査を実施することとし、既済部分検査の結果、新設 L E D 道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に改善・復旧を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知を発行し、対価（出来高払い分）を支払う。
5	実施方針	29	第 3	2	(3)	業務の履行の検査等	2	② 新設 L E D 道路照明の完工確認検査 函館開発建設部は、未 L E D 道路照明の全ての L E D 化が完了した後に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完工確認検査）を行う。 函館開発建設部は、完工確認検査の結果、新設 L E D 道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、 <u>施設更新業務に係る</u> 対価（割賦払い分）を支払う。	② 新設 L E D 道路照明の完工確認検査 函館開発建設部は、未 L E D 道路照明の全ての L E D 化が完了した後に、会計法第 29 条の 11 第 2 項に定められる検査（完工確認検査）を行う。 函館開発建設部は、完工確認検査の結果、新設 L E D 道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって完工確認通知を発行し、対価（割賦払い分）を支払う。
6	要求水準書（案）	4	第 1	10	-	適用基準	25	<u>記載なし</u>	<u>（9）国土交通省「電気通信設備工事共通仕様書」（令和 8 年 3 月）</u>
7	要求水準書（案）	16	第 1	27	(2)	遠隔臨場による工事検査の実施について	表内		

No.	資料名	頁数	大項目	中項目	小項目	項目	行数	訂正前	訂正後
8	要求水準書（案）	33	第3	1	(8)	機器仕様書	30~32	①適用規程 本施設の製作に当たっては、 <u>本特記仕様書</u> によるほか次によるものとする。 ア トンネル照明用自動調光装置 道路・トンネル照明器材仕様書（平成30年版） <u>別紙7</u>	①適用規程 本施設の製作に当たっては、 <u>本要求水準書</u> によるほか次によるものとする。 ア トンネル照明用自動調光装置 道路・トンネル照明器材仕様書（平成30年版）
9	要求水準書（案）	36	第3	4	(1)	道路照明設備設置工	8	① <u>接続</u> 道路照明	① <u>連続</u> 道路照明
10	要求水準書（案）	38	第3	4	(6)	新設LED道路照明の自主検査及び既済部分検査	16	なお、函館開発建設部は、 <u>年度末に</u> 既済部分検査を実施することとし、既済部分検査の結果、新設LED道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者改善・復旧を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知書を発行し、 <u>施設更新業務に係る</u> 対価（出来高払い分）を支払う。	なお、函館開発建設部は、既済部分検査を実施することとし、既済部分検査の結果、新設LED道路照明が事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者改善・復旧を求め、検査の合格をもって既済部分検査確認通知書を発行し、対価（出来高払い分）を支払う。
11	要求水準書（案）	48	第5	2	(2)	現地作業	22	1）出来形確認等の函館開発建設部の立会は、 <u>巡回等によるチェックポイント方式で行うこと。</u>	1）出来形確認等の函館開発建設部の立会は、 <u>函館開発建設部と協議すること。</u>
12	要求水準書（案）	50	第5	3	(4)	機器仕様書	23	トンネル照明用自動調光装置(照度式)の製作に当たっては、 <u>本特記仕様書</u> によるほか次によるものとする。 ア道路・トンネル照明器材仕様書（平成30年度版）（一般社団法人建設電気技術協会）	トンネル照明用自動調光装置(照度式)の製作に当たっては、 <u>本要求水準書</u> によるほか次によるものとする。 ア道路・トンネル照明器材仕様書（平成30年度版）（一般社団法人建設電気技術協会）
13	要求水準書（案）	51	第5	3	(5)	道路照明設備設置工	表内	6）LED道路照明設計の設計条件は、次の各号によるものとする。 ① 道路照明	<u>(削除)</u>